

社会福祉法人大野城市社会福祉協議会の役員等の報酬
及び費用弁償に関する規程

平成14年 3月28日
規 程 第 10号
平成28年12月22日改正
令和2年6月24日改正
令和3年6月24日改正
令和4年6月28日改正

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大野城市社会福祉協議会役員、評議員及び各種委員(以下「役員等」という。)の報酬等について定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 役員等のうち、会長の報酬は月額150,000円、副会長報酬は月額10,000円ただし、月の途中で異動があった場合の報酬は日割りにより計算する。なお、死亡によりその職を離れるときはその月までの報酬を支給する。

2 監事報酬は内部監査1回5,600円を支給する。

3 各種委員のうち、特別委員ならびに外部委員は、1回5,600円を支給する。

4 常務理事の報酬は、当会との雇用契約を有する場合は、職員給与規程に基づき支給する。

(費用弁償)

第3条 役員等が会議に出席したときは、1日につき費用弁償として1,100円を支給する。ただし、会長及び副会長・常務理事には費用弁償を支給しない。

附 則

この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。